

村山市キャラクター「ムララ」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市キャラクター「ムララ」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用基準)

第2条 市長は、村山市のPRやイメージ向上、特産品等の販売促進、公益活動等の推進につながる場合に限り、キャラクターの使用を認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターを使用することができない。

(1) 村山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) キャラクターのイメージを傷つけ、または損なうおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(6) 前項に掲げるもののほか、市長が使用の承認をすることが不相当と認めるとき。

(使用の申請)

第3条 キャラクターの使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、村山市キャラクター「ムララ」使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、使用する日から起算して10日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 企画書その他キャラクターを使用する状況等の概要が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(使用の審査、承認、承認の変更等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは申請者に村山市キャラクター「ムララ」使用承認書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に村山市キャラクター「ムララ」使用不承認書（様式第3号）により通知するものとする。

3 同条1項の規定によりキャラクターの使用の承認を受けた者が、承諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ村山市キャラクター「ムララ」使用内容変更申請書を市長に提出し、承諾を受けなければならない。

(キャラクターの使用期間)

第5条 キャラクターの使用期間は、使用の承諾を受けた日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、使用期間を更新することは、これを妨げない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(着ぐるみの借受及び返却方法)

第7条 第4条第1項の規定による承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、市役所又は市長が指定する場所から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

2 返却する際は、市長の指定する職員から着ぐるみ及び付属備品の状態の確認を受けなければならない。

(使用上の順守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 使用期間を順守すること。

(3) キャラクターを使用する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと。

(承認の取り消し)

第9条 使用者が前条各号に掲げる事項を順守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の承認を取り消すとともに、その使用者に対し速やかに村山市キャラクター「ムララ」使用取消通知書を交付する。この場合において、使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わないものとする。

(市の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害については、市は一切その責を負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いにかかる必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。